

法務省民二第767号
平成23年3月25日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）について、登記完了証に関する改正が本年6月27日から、それ以外の改正が本年4月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、本日付け法務省民二第644号当職通達により改正された

「不動産登記事務取扱手続準則」（平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達。以下「準則」という。）によるほか、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは不動産登記法（平成16年法律第123号）を、「規則」とあるのは不動産登記規則（平成17年法務省令第18号をいい、引用する条文等は、いずれも改正後のものです）。

記

第1 証明書の交付の請求に関する登記事務の取扱い

1 請求情報を電子情報処理組織を使用して提供する方法により次の（1）から（3）までの証明書等（以下「証明書」という。）の交付の請求をする場合には、送付の方法により交付を受けることができるほか、登記所で交付を受けることができることとされた（規則第194条第3項前段、第200条第4項及び第201条第4項）。

- （1）登記事項証明書
- （2）電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面
- （3）電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面

2 1の方法により証明書の交付を請求する場合において、証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならないこととされた（規則第194条第3項後段、第200条第4項及び第201条第4項）。

3 1の方法により証明書の交付を請求した者が当該証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める次の情報を当該登記所に提供しなければならないこととされた（規則第197条の2、第200条第4項及び第201条第4項）。

- （1）証明書を受け取る者の氏名及び住所
- （2）申請番号
- （3）証明書の合計の請求通数

4 請求者が証明書を登記所で受領する旨を請求情報とした場合において、当該証明書を受領しないため交付することができないまま1月を経過したときは、請求書の余白

に「交付不能」と記載し、当該証明書を適宜廃棄して差し支えない（準則第133条第7号）。

第2 登記完了証に関する登記事務の取扱い

1 登記完了証の記録内容及びその様式

(1) 登記完了証は、次の事項を記録して作成することとされた（規則第181条第2項）。

ア 申請の受付の年月日及び受付番号

イ 規則第147条第2項の符号

ウ 不動産番号

エ 法第34条第1項各号及び第44条第1項各号（第6号及び第9号を除く。）に掲げる事項

オ 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）

カ 法第27条第2号の登記の年月日

キ 申請情報（電子申請の場合にあっては、規則第34条第1項第1号に規定する情報及び第36条第4項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあっては、登記の目的に限る。）

(2) 電子申請と書面申請の登記完了証の様式が、それぞれ定められた（規則第181条第2項、別記第6号）。

(3) 書面申請（権利に関する登記）の登記完了証に記録する登記の目的は、登記完了証の「不動産」欄の最初に表示されている不動産の登記記録に記録されたものを記録することとされた（規則別記第6号）。

2 登記が完了した旨の通知の方法等

(1) 登記完了証の交付の方法について、規則第182条第1項各号に掲げる区分のほか、「法務大臣が別に定める場合」が追加された。

(2) (1)の法務大臣が別に定める場合として、電子申請の場合であっても、当分の間、登記完了証を書面により交付することを申し出ることができることとされた。また、登記権利者及び登記義務者が共同して申請する登記が完了した場合に交付される登記完了証について、一方の申請人が上記の申出をしたときは、他方の申請人に交付される登記完了証も書面によることとされた。

(3) 送付の方法により登記完了証の交付を求めることができることとされ、その場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならないこととされた（規則第182条第2項）。

なお、電子申請又は書面申請のいずれの場合でも、送付の方法による登記完了証の交付を求めることができる。

(4) 送付の方法により登記完了証を交付する場合には、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものにより送付することとされた（規則第182条第3項、第55条第7項）。

(5) 送付の方法により登記完了証を交付する場合において、送付に要する費用の納付がないとき、又は不足しているときは、申請人又は代理人に対し、その費用の納付を求めるものとする。

(6) 送付の方法による登記完了証の交付の求めがあった場合において、登記完了証を送付したにもかかわらず、受取人不明等により当該登記完了証が返戻されたときは、規則第182条の2第1項第2号の規定により登記が完了した旨の通知を要しな

くなるまでの間、当該登記完了証を保管するものとする。この場合において、当該期間が経過するまでに登記完了証の交付の求めがあったときは、当該登記完了証を交付して差し支えない。

3 登記が完了した旨の通知を要しない場合等の明確化

(1) 次の場合には、登記が完了した旨の通知を要しないこととされ、その登記に係る登記完了証を廃棄することができることとされた（規則第182条の2）。

ア 規則第182条第1項第1号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能となつた時から30日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証を記録しないとき。

イ 規則第182条第1項第2号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記の完了の時から3月を経過しても、登記完了証を受領しないとき。

(2) 規則第182条第1項柱書きの規定により書面で作成した登記完了証の交付による登記が完了した旨の通知を要しないこととなる要件は、(1)イと同じとし、登記が完了した旨の通知を要しなくなった場合には、その登記に係る登記完了証は、適宜廃棄して差し支えない。

(3) 登記完了証を廃棄する場合には、規則第29条の規定は、適用しないこととされた（規則第182条の2第2項）。また、この改正に併せて、登記名義人に通知し、又は提供された登記識別情報についても、次の場合には、規則第29条の規定は、適用しないこととされた（規則第64条第4項及び第69条第2項）。

なお、登記完了証を廃棄する場合には、登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録しなければならない（準則第118条の2）。

ア 規則第64条第3項の規定により同条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合

イ 規則第69条第1項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合

第3 受付帳に関する取扱い

1 受付帳の調製

(1) 受付帳は、不動産登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明について、それぞれ調製することとされた（規則第18条の2第1項）。

(2) 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製することとされた（同条第2項）。

2 登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳に記録された情報の保存期間

登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳に記録された情報の保存期間は、受付の年の翌年から1年間とされた（規則第28条第8号）。